
店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第2号)の一部改正について

日証協 平15.7.30

本協会では、7月30日の理事会において、店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第2号)の一部を改正した。

今般の規則改正は、証券取引法施行令及び関係内閣府令の一部改正においてエクイティ関連商品に係るプロ私募の導入及び少人数私募に該当するかどうかの判定における人数カウントから適格機関投資家を除外する制度の導入が行われたことに伴い、会員が投資勧誘を行うことができる店頭有価証券の譲渡制限の要件を法令上の私募において求められるものに合わせるとともに、その他所要の規定の整備を図るものである。

本規則改正は、8月1日から施行することとした。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」公正慣習規則第 2 号)の一部改正について

平成 15 年 7 月 30 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

先般の証券取引法施行令及び関係内閣府令の一部改正において、エクイティ関連商品に係るプロ私募の導入及び少人数私募に該当するかどうかの判定における人数カウントから適格機関投資家を除外する制度の導入が行われたところである。

これに伴い、会員が投資勧誘を行うことができる店頭有価証券の譲渡制限の要件を法令上の私募において求められるものに合わせるとともに、その他所要の規定の整備を図るため、店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」公正慣習規則第 2 号)の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

○ 店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」公正慣習規則第 2 号)の一部改正

- ・ 会員が投資勧誘を行う店頭有価証券 (店頭取扱有価証券を除く。)及び店頭取扱有価証券 (グリーンシー 銘柄を除く。)並びに取扱会員以外の会員が適格機関投資家限定勧誘の特例を適用して投資勧誘を行うグリーンシー 銘柄に付す譲渡制限の要件を定めることとする。

第 15 条第 2 項及び第 3 項、第 18 条第 2 項、第 43 条第 2 項)

- ・ 取扱会員以外の会員が、投資勧誘を行うことな顧客からフェニックスとして区分したグリーンシート銘柄の売付けの申込みを受ける場合は、説明書の交付等は当該取扱会員以外の会員が行わなければならないこととする。第 37 条の 2)
- ・ その他所要の規定の整備を図ることとする。

III. 施行の時期

- ・ この改正は、平成 15 年 8 月 1 日から施行することとする。

以 上

店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」公正慣習規則第2号)の一部 改正について

平成 15 年 7 月 30 日
(下線部分変更)

新	旧
会員間の売買の制限) 第 12 条 会員は、<u>グリーンシー 銘柄</u>以外の店頭有価証券については、会員間の流通を目的とする店頭取引は自粛しなければならない。 適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行う場合の取扱い) 第 15 条 会員が募集、売出し、<u>売出しに相当するものを含む。</u>以下この項において同じ。)又は私募 以下 募集等」という。)の取扱い又は売出し 以下 募集等の取扱い等」という。)に際して適格機関投資家 証券取引法 以下 証取法」という。)第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。)に対して投資勧誘を行うことができる店頭有価証券 店頭取扱有価証券を除く。以下この条において同じ。)は、当該募集等で取得した店頭有価証券に<u>譲渡制限を付す</u>ことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うものであり、証取法第 13 条の規定により目論見書を作成する必要があるものであり、当該会員から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認めたものでなければならない。 2 前項の譲渡制限は、次に掲げる者については、それぞれ次のとおりとする。 1 <u>投資勧誘が証取法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当するものである場合 (発行の際の投資勧誘がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘を行う場合を含む。)</u>の当該投資勧誘の相手方である適格機関投資家 <u>証券取引法施行令第 1 条の 5 に定める要件に合致すること。</u> 2 <u>証券取引法施行令第 1 条の 4 第 2 項の規定により同条第 1 項の人数の計算から投資勧誘の相手方である適格機関投資家を除くことにより当該投資勧誘が証取法第 2 条第 3 項第 2 号ロに掲げる場合に該当するものである場合の当該適格機関投資家及び発行の際の投資勧誘がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘の相手方である適格機関投資家</u> <u>証券取引法施行令第 1 条の 4 第 2 項に定める要件に合致すること。</u> 3 <u>前 2 号に掲げる者以外の者</u>	会員間の売買の制限) 第 12 条 会員は、<u>店頭取扱有価証券</u>以外の店頭有価証券については、会員間の流通を目的とする店頭取引は自粛しなければならない。 適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行う場合の取扱い) 第 15 条 会員が募集、売出し又は私募 以下 募集等」という。)の取扱い又は売出し 以下 募集等の取扱い等」という。)に際して適格機関投資家 証券取引法 以下 証取法」という。)第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。)に対して投資勧誘を行うことができる店頭有価証券 店頭取扱有価証券を除く。以下この条において同じ。)は、当該募集等で取得した店頭有価証券を<u>転売しない</u>ことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うものであり、証取法第 13 条の規定により目論見書を作成する必要があるものであり、当該会員から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認めたものでなければならない。 (新 設)

新	旧
<u>当該店頭有価証券の証券取引所への上場若しくは店頭売買有価証券としての登録の日又はその取得の日以後 2 年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に会員が認めるときはこの限りでない。</u> イ <u>取得者がその経営の著しい不振により取得した店頭有価証券を譲渡する場合</u> ロ <u>その他社会通念上やむを得ないと認められる場合</u> 3 <u>前項第 3 号に掲げる内容の譲渡制限を付す場合は、当該会員、当該店頭有価証券の発行会社及び投資勧誘の相手方である顧客の間で当該内容を含む契約を締結しなければならない。</u> 4 <u>第 1 項の届出は、当該募集等の取扱い等を開始する日の 5 営業日前までに、所定の様式により、本協会に対し行わなければならない。</u>	(新 設) 2 <u>前項の届出は、当該募集等の取扱い等を開始する日の 5 営業日前までに、所定の様式により、本協会に対し行わなければならない。</u>
会社内容説明書の要件) 第 17 条 会社内容説明書は、会員又は発行会社において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。 1 ・ } (現行どおり) 2 3 財務諸表又は連結財務諸表が証取法第 193 条に規定する内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法、<u>「商法施行規則」</u>店頭取扱有価証券が株券等である場合に限る。)、特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」店頭取扱有価証券が優先出資証券である場合に限る。)又は 投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則」店頭取扱有価証券が投資証券である場合に限る。)に準拠して記載されていること。	会社内容説明書の要件) 第 17 条 会社内容説明書は、会員又は発行会社において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。 1 ・ } (省 略) 2 3 財務諸表又は連結財務諸表が証取法第 193 条に規定する内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法、<u>「株式会社</u>の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」店頭取扱有価証券が株券等である場合に限る。)、特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」店頭取扱有価証券が優先出資証券である場合に限る。)又は 投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則」店頭取扱有価証券が投資証券である場合に限る。)に準拠して記載されていること。
譲渡制限付き店頭取扱有価証券の特例) 第 18 条 会員が譲渡制限が付されている店頭取扱有価証券 (グリーンシー 銘柄を除く。以下この章及び第 45 条において同じ。)の募集等の取扱い等を行う場合で、当該会員から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認めた	転売制限付き店頭取扱有価証券の特例) 第 18 条 会員が転売制限等により流通が制限されている店頭取扱有価証券 (グリーンシー 銘柄を除く。以下この章及び第 45 条において同じ。)の募集等の取扱い等を行う場合で、当該会員から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であ

新	旧
ときは、次章の定めによることを要しない。	ると認めたときは、次章の定めによることを要しない。
2 第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の譲渡制限について準用する。この場合において、<u>店頭有価証券</u>とあるのは <u>店頭取扱有価証券</u>と読み替えるものとする。	(新 設)
3 第 1 項の届出は、当該募集等の取扱い等を開始する日の 5 営業日前までに、所定の様式により、本協会に対し行わなければならない。	2 前項の届出は、当該募集等の取扱い等を開始する日の 5 営業日前までに、所定の様式により、本協会に対し行わなければならない。
譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘)	転売制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘)
第 20 条 (現行どおり)	第 20 条 (省 略)
2	2
}	}
4	4
取扱会員以外の会員による取扱い)	(新 設)
第 37 条の 2 取扱会員以外の会員が、投資勧誘を行うことな<u>顧客からフェニックスとして区分したグリーンシート銘柄の売付け</u> 当該会員が自己で買い取る又は当該グリーンシート銘柄の取扱会員に取り次ぐものに限る。)の申込みを受けるとは、第 34 条に規定する説明書の交付、説明及び確認書の徴求並びに第 37 条に規定する明示は当該取扱会員以外の会員が行わなければならない。	(新 設)
適格機関投資家限定勧誘の特例)	適格機関投資家限定勧誘の特例)
第 43 条 グリーンシート銘柄の募集等において、会員 当該銘柄の取扱会員を除く。)が当該募集等の取扱い等を行う場合で、当該募集等で取得したグリーンシート銘柄に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うときは、当該会員には前 6 節の規定を適用しない。	第 43 条 グリーンシート銘柄の募集等において、会員 当該銘柄の取扱会員を除く。)が当該募集等の取扱い等を行う場合で、当該募集等で取得したグリーンシート銘柄を転売しないことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うときは、当該会員には前 6 節の規定を適用しない。
2 第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の譲渡制限について準用する。この場合において、<u>店頭有価証券</u>とあるのは <u>グリーンシート銘柄</u>と読み替えるものとする。	(新 設)
3 第 1 項の投資勧誘を行おうとする会員は、当該投資勧誘を開始する日の 5 営業日前までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。	2 前項の投資勧誘を行おうとする会員は、当該投資勧誘を開始する日の 5 営業日前までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。
顧客への配分)	顧客への配分)
第 44 条 会員は、店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに当たっては、引受けを行うか否かにかかわらず、<u>株券</u>等の引受けに係る顧客への配分について」理事会決議)2.から 5.に基づき適正に行わなければならない。	第 44 条 会員は、店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに当たっては、引受けを行うか否かにかかわらず、<u>株式等</u>の引受けに係る顧客への配分について」理事会決議)2.から 5.に基づき適正に行わなければならない。

新	旧
ばならない。 付 則 この改正は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。	ない。